

(参考3)

医政発 0208 第3号  
薬食発 0208 第3号  
基発 0208 第5号  
職発 0208 第3号  
雇児発 0208 第6号  
保発 0208 第3号  
平成 25年 2月 8日

## 別記団体の長宛

厚生労働省医政局長

医薬食品局長

労働基準局長

職業安定局長

雇用均等・児童家庭局長

保険局長

### 医療分野の「雇用の質」の向上のための取組について

人口減少、若い世代の職業意識の変化、医療ニーズの多様化に加え、医師等の偏在などを背景として医療機関等による医療スタッフの確保が困難な中、国民が将来にわたり質の高い医療サービスを受けるためには、医療従事者が健康で安心して働ける環境を整備し、「雇用の質」を高めていくことにより、医療に携わる人材の定着・育成を図ることが必要不可欠です。

こうした中、厚生労働省では、平成23年6月に取りまとめた「看護師等の『雇用の質』の向上に関する省内プロジェクトチーム報告書」及び平成23年6月17日付け本職通知（「看護師等の『雇用の質』の向上のための取組について」）に基づき、看護職員を中心とした医療スタッフの勤務環境の改善に関する様々な取組を進めてきたところですが、今般、これまでの取組の更なる充実・強化を図るためには、医師、看護職員、薬剤師など幅広い医療スタッフを含めた医療機関全体で「雇用の質」の向上に取り組むことが重要であるとの認識の下、平成25年以降の対応を含めた検討の結果を、別紙3のとおり「医療分野の『雇用の質』向上プロジェクトチーム報告」（以下「報告書」という。）として取りまとめました。

報告書の基本的な考え方としては、医療機関全体の「雇用の質」の向上に取り組むため、行政として、医療関係者と共通認識を持ち、密接な連携を図りながら、医療機関等のニー

ズに応えられるよう、医療分野、労働分野の「縦割り」を超えた政策連携を図った取組を推進し、将来的には、各医療機関等が、医師、看護職員、薬剤師などの幅広い医療スタッフの協力の下、自主的な勤務環境改善活動を促進するシステム（以下「『雇用の質』向上マネジメントシステム」という。）の構築・普及を図るとともに、こうした各医療機関等の活動に対する支援策を講じることとしています。

貴職におかれましては、医療分野全体の「雇用の質」の向上のため、医療機関等における取組の推進に御配意をいただくとともに、行政が行う取組への特段の御協力、御支援を賜りますようお願いいたします。

また、当該取組を推進していくためには、行政や貴団体を含めた幅広い関係者が連携・協働することが必要不可欠であることから、貴職におかれましても、都道府県、地方厚生（支）局及び都道府県労働局との十分な連携に御配意いただき、地域におけるネットワークの強化に向けて、積極的に取組に参画していただくようお願いいたします。

なお、本件については、別紙1のとおり都道府県知事に対し協力を依頼するとともに、別紙2のとおり地方厚生（支）局長及び都道府県労働局長に対し指示しておりますので申し添えます。

(別記団体)

社団法人日本医師会  
社団法人日本歯科医師会  
社団法人全日本病院協会  
社団法人日本医療法人協会  
社団法人日本産業カウンセラー協会  
一般社団法人日本病院会  
一般社団法人日本私立医科大学協会  
一般社団法人日本病院薬剤師会  
公益社団法人日本精神科病院協会  
公益社団法人全国自治体病院協議会  
公益社団法人日本看護協会  
公益社団法人日本薬剤師会  
公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会  
独立行政法人労働者健康福祉機構  
独立行政法人国立病院機構  
独立行政法人国立がん研究センター  
独立行政法人国立循環器病研究センター  
独立行政法人国立精神・神経医療研究センター  
独立行政法人国立国際医療研究センター  
独立行政法人国立成育医療研究センター  
独立行政法人国立長寿医療研究センター  
社会福祉法人恩賜財団済生会  
日本赤十字社  
全国社会保険労務士会連合会